



禁煙に取り組む事業所を応援します

県では、従業員の禁煙治療を応援し、たばこの煙のない職場環境づくりを進める事業所に奨励金を支給する制度を設けております。

【奨励金の支給要件】

県内に本社を有し、次の（１）、（２）のいずれにも該当する事業所

- （１）喫煙している従業員等に対し、禁煙治療を受診させ、年度内に１名以上の治療終了者があること。
- （２）禁煙を推進するため、参加申込後に次のいずれかを実施すること。

- ①禁煙治療のための有給休暇制度の創設 ②禁煙治療費の助成制度の創設
- ③非喫煙者への手当支給制度の創設 ④禁煙成功者への奨励金制度の創設 ⑤喫煙所の撤去
- ⑥禁煙または喫煙防止のための職員研修の実施 ⑦その他知事が認めるもの

【支給額】 10万円 ※奨励金の支給は、１事業主につき１回限りです。

【申請方法】 （１）下記ホームページから参加申込書および支給申請書をダウンロードしていただき、参加申込書を県にFAXしてください。

URL：http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kenkou-zukuri/no-smoke.html

- （２）禁煙治療終了と禁煙対策の実施後に、支給申請書および必要書類を添えて県にご提出ください。※参加申込書は保健福祉課でもお渡しできます。

【参加申込書の提出期限】 12月20日（金）

【申請・問合せ先】 県健康福祉部保健予防課がん対策グループ

TEL：0776-20-0349 FAX：0776-20-0643



犬・猫のしつけと飼い主のマナー



（１）犬を飼うときの心構え

- ①犬の登録と狂犬病予防接種（年１回） 犬の飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射の接種（年１回）が義務付けられています。まだの方は、必ず手続きをしてください。
- ②放し飼いの禁止 咬傷事故のほとんどが飼い犬によるものです。散歩をする際は必ずリードを付けましょう。
- ③周辺環境への配慮 犬の糞を持ち帰るのは飼い主の義務です。公共の場所や他人の土地を糞で汚したり、異常な鳴き声・悪臭等により近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

（２）猫を飼うときの心構え

- ①室内飼育 猫にとって屋外は交通事故、喧嘩による怪我等、危険がいっぱいです。快適な環境が整っている室内で飼いましょう。
- ②不妊治療 猫は繁殖効率が高い生き物です。メス猫は、生後半年で出産可能となり、オス猫は生後８～１２か月で交尾可能になります。不幸な命を増やさないためにも、不妊治療をしましょう。

（３）終生飼養しましょう

犬や猫を飼ったら、生涯にわたって快適な環境で暮らせるよう、最期まで責任を持って飼いましょう。

注意

- 犬の未登録、狂犬病予防注射の未接種は、狂犬病予防法違反で２０万円以下の罰金に処せられます。
- 犬の放し飼いは、福井県動物の愛護および管理に関する条例違反（以下、県条例）で３万円以下の罰金または科料に処せられます。
- 飼い犬・飼い猫の糞尿を放置し、周辺環境を汚して迷惑をかけた場合も県条例違反で罰則が適用される場合があります。

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007